令和６年１１月　第４回議会改革推進特別委員会

令和６年１１月１日（金）

○議事日程

（１）課題の整理について

①議員報酬の見直し

②政務活動費の検証

③農林業振興会議のオブザーバー参加要請

（２）その他

○出席委員（１１名）

委員長６番	岸　　徹　也　君	副委員長１０番	村　瀬　　廣　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　村　　忠　君
５番	内ヶ島　祐　一　君	７番	村　上　忠　弘　君
８番	川　上　絹　子　君	９番	向　井　孝　一　君
１１番	日　置　紳　一　君	（議長	芳　賀　芳　夫　君）

○出席事務局職員

議会事務局長　　伊　藤　靖　徳　君

議会事務局主事　　海　津　侑　也　君

開議　１３時３０分

◎委員長あいさつ

○委員長（岸　徹也君）　皆様こんにちは。第４回議会改革推進特別委員会へお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。本日も委員の皆様方からより御意見を頂きながら、協議、決定をしていきたいと、そのように考えておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　只今の出席議員は 11 名で、定足数に達しておりますので、第４回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

◎議題１

○委員長（岸　徹也君）　これより議事に入ります。

議題 1、課題の整理についてを議題といたします。

委員長より、委員の皆様へ考えていただきたい、検討していただきたい部分がございます。これは第 3 回特別委員会においても向井委員より、御指摘のあった内容でございます。要は住民説明に対しての報告の時期。これをどのタイミングで報告をすべきかということを改めて委員の皆様へ問いたいと思っております。特別委員会報告、これいつになるのかはこれは分かりませんがその前の段階で住民との意見交換をすべきか。または特別委員会報告を終わってから、住民との意見交換をすべきか。またその他の考え方というのもあるのかと思われます。向井委員から改めて、向井委員の主張というのは、今、報告をする前に、住民との意見交換をすべきだと。そういう主張でございました。改めて、向井委員の御意見を伺いたいと思います。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私は、前にも申し上げましたように、こういう報酬問題、あるいは定数問題っていうのは、町民の皆さんが非常に関心を持っている事案でありまして、やはり今金町が基本条例をもって、この問題に対しては町民の皆さんの意見を聴取しなさいということになってるわけですから、それに沿ってやるべきです。そして今回午前中の財政改革の説明がありましたけども、今やはり我々が自らの報酬を上げるっていう議論は、私は早過ぎると思う。あくまでも私は改選後にそのことが、されるんであれば、上げるっちゅうことに対しては反対はしません。基本としては私はあくまでも、町民住民会議をきちっとした上で、多少の厳しい意見もあるかもしれませんけども、改選後にこういうふうにしたいっていうことであれば理解は得られるのかなという気がしておりますので、私としてはそういう方向で進んで頂きたい。

○委員長（岸　徹也君）　今、向井委員から御意見頂きましたけれども、今向井委員の主張

というのは、改選後にもう一度議論をするということなのか。それとも改選後に上げるということはよしとするものなのか、ちょっともう一度そこら辺確認したいと思います。

○９番（向井孝一君）　私が申し上げたいのは、改選後に上げるってことです。ですから、改選前に定数問題も、報酬のあれも、決めておいても構わないと。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今向井委員からは、報告をする前に、住民と町民との意見交換というものが、これは重要だと関心の高い案件だという御主張がございました。それに対して、賛同するでもよろしいですし、違う御意見があるという方がいらっしゃれば、お願いをしたいと思いますけどいかがでしょう。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　午前中、常任委員会の中で財政が大変厳しいという中で、報酬を上げるっていうことについては、今はなかなか賛成はできないと思ってます。やっぱりこれいろいろなこういう財政問題、議論した中である程度解決ができれば、そういう問題も含んだ中で議論すべきだと思ってます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに御意見のある方いらっしゃいませんか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　まず委員長の質問としては、住民報告のタイミングをいつにするかという質問だったと思うんですが、そのことでよろしいですね。もう何ていうんすかね、もう議論が済んだ先の話まで、話しされてる方が多いのかなあと思ったので、そこまで話することではないですよねということで、まず住民報告ということであれば、それは議会の中で意見がまとまった段階で報告するべきかなというふうに思います。住民の意見を聞くということであればそれは早いほうがよろしいんでしょうけども、住民報告ということですので、報告は委員会としてまとまった意見ができた中で報告するのがいいというふうに私は思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに御意見のある方おりませんでしょうか。できれば全委員の方に発言をしていただきたい。思いを伝えていただきたいと思っております。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと整理していただきたいんですけど、その報告か、意見を聞く場なのか。今そこでちょっとぶれが生じる可能性があるのでちょっとその辺は、どちらの視点で考えたほうがいいのかちょっと整理していただければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　委員長としては、今委員の皆様方からお考えをお聞きをしております。報告書の提出する。定例会で報告をするわけですけれどもその前に、住民の方町民の方との意見交換ということであれば、それは意見交換という形になるでしょうし、定例会の報告後ということであれば、やはりこれは決まったことの報告ということで、いつの時期で報告をして、報告をしたその前なのか後なのかによっては考え方というのは多少

変わってくるのかなというふうに考えております。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　ありがとうございます。分かりました。私もちょっと意見を言わせていただきますと、まず、報告前に町民の意見を聴取する必要があるというふうに私は思っております。それはなぜかっていうところにいいますと、前々回からも前回前々回からも言われてますように、基本条例の中にですね、この２項でございますけども、町民の多様な意見の反映等を十分に考慮しなければならないというふうに明記されております。そういうことを考えますと、定数、今報酬でございますけど、報酬の中でですね、これは当然、報告前に意見の聴取、意見交換などをするのが妥当であると私は考えております。その中でですね、今この議論の中でどのタイミングかという話になりますが、今現状、算定モデルが各議員の方から、算定モデルの自らの活動に関する算定モデルの申告が、今日、あったと思いますけども、それをまとめてさらにはですね、先ほどもおっしゃられてる方もおりましたけども、行財政改革の視点、または町政の課題及び将来展望というところも、よく議論した上で、ある程度町民にこのような根拠を持って説明できる地点において、その段階で、まず、報告の前に町民と意見交換をすべきだというふうに私は考えております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

他に御意見。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　定数報酬改正に当たっては、行財政改革の視点から、十分に意見反映等を十分考慮しなければならないとありますけども、改正については議員が提案し、その理由について説明責任を果たさなければならないとありますよね。ですから、定数と報酬に対して意見交換をするんであれば、五分の立場で議員と町民とは関係なく、やるようなものであって、ちょっと違うのかなと思うんですよね。議員が自ら言わない限りはこれ、町民が言われたからっつっても上げれないということになってるんで、基本、今回この特別委員会を議長から出てきたのは、三つあるけども今やってるのは、報酬の見直しは見直しだから、下げるのか現状維持なのか上げるのかってあると思うんですけども、上げる方向で前回２回ぐらいまでは言ってるんですよね。それをまだぶり返すんじゃなくて、上げる方向でやってるんですよということを、いつの段階でやってもいいんですけど、上げる方向だということは、そこで確認取らないと、ただ戻ってしまうんであれば、きりないですよこれ。ですから上げる方向で特別委員会向かってるんだと。だけどそれをどこで説明するんだっていうんであればいいんですけども、私は、さっきの午前中のやつで反対あるから、反対ですとか、今その意見聞いてませんよね。ですからそこら辺をきちっと整理していただいて、上げる方向で向かってるんだけどどこの段階で町民に説明するのか。そこをお聞きするべきかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。最初にも私は言いましたけれども、どの段階で町民との意見交換がまず必要なのかということを問うております。要は正式な文

章として議長に定例会において提案をするわけですけれども、その前段階で、町民との意見交換をすべきか、それとも報告をした後で意見交換をすべきかという。あとはそれ以外の方法かということを委員の皆様方に問うておりますので、そこら辺を踏まえて御発言を頂ければというふうに思います。ほかに御意見のある方お願いいたします。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　今回の課題の整理については議長発議で、この３点が出てきたと。そういった部分で、特別委員会を設置して進めているわけで、第 2 回目のときに委員長の進めの中で、この見直しについては皆さん、どうしたらいいんですかっていう問いかけがございましたよね。その中では、大半が上げるべきだという意見が多かったということで、3 回目のときには、上げる、何ていうかな、根拠づくりをどうしますかという部分で進めてきたと思います。そこで、皆さんに確認をとった中で委員長が進めてきてるというふうに私は思っております。今さらどうのこうの、今財政がどうのこうのっていうんであればさ、もうはっきり言ってこの話はもう俺はもう御破算にするべきじゃないかなというふうに気がしております。町民の意見を先に聞くのか、先にこの特別委員会の設置の目的のことが優先なのか、その辺、やっぱり私はですね、条例はやっぱし条例で無視するわけにいかないと思うんですよね。こうやってできた以上は、その中でやっぱしそういうふうに大半がね、上げるべきだという意見の中で進めてきた中で、何かこう、今、元に戻ったような話になっているような気がするんですけども。だから、委員長として今後これ進め方としては大変難しい進め方になるのかなと思います。今、中にはやっぱり先に町民の意見を聞いて、それからやるべきだというのと、それから、私は前回も言いましたけども、この特別委員会の中ではやっぱりそういったその根拠をきちっとつくって、そしてこういう目的で、上げるようにしたいんですけども、いかがでしょうかって、そこで町民がね、やいやい今上げるべきじゃないっていう話であればまたそれは再度再考する、してもいいのかなというふうに思うんですけど今ここでどうのこうのっていう話であれば、私は今この報酬の話についてはさ、もう現状の 2 回目のときには上げるべきだっていう、言ったけども、私は現状でいいというふうに私は思います。

○委員長（岸　徹也君）　今村上委員から様々御指摘がございましたけれども、まず向井委員の前回の特別委員会での発言っていうのは、私もこの場でやりとりをしながら、重要な観点だということは何度も伝えております。やはり、我々というのは町民から負託を受けて、この場に立たせていただいているそういう身分でございますから、町民を無視した進め方というのは私も違和感は当然持っております。しかし、特別委員会として私も委員長をやらせていただいている以上、これは私の意見というよりも、委員の皆様方の多数が、どのような流れなのかということをやはり私は重要視しなければなりません。私の意見ではなく、ですから向井委員の前回の特別委員会の発言、町民との意見交換というものは大事だと思っておりますので、改めてこの場で、皆様方のお考えを聞いております。何か特別委員会の進み方が後退をしているような御発言がありましたが、全くそうは思って

おりません。委員会としては、議員報酬を上げる方向でまず決定をしています。そして上げるための根拠というものは、原価方式ということで、これも、皆様方の決定を頂いております。それに沿って進めていくということは、現時点においては何ら変わりません。その上で、改めて、町民というものを私は無視はできませんので、皆様方に問うていると。それでその体制が多数がどのような意見であるかによって、進むべき方向というのは決まってくるのかなと。そう考えております。よろしいでしょうか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私はね、何度もいいますけれども、基本的に上げることに反対してるわけではありません。ただ、時期の問題、あくまでも私は改選後であればという前提のもとです。それと先ほど委員長も言ってましたけども、町民を無視してはいけないと、これは全くそのとおりでございまして、我々今金町議会っていうのは、北海道の中で 3 番目に基本条例をつくって今日まで来てるわけで、そういう中においては、やはり上げるだとか定数の問題については、町民の皆さんの意見を拝聴して、やるっていうことが私は今金町議会の基本理念だという思ってますんで、その方向で進めていただきたいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　今回の議会改革推進特別委員会、議長発議でなってます。そして、議長発議で議長が理由を述べられた中には、やはり、道議長会なりで知識を深めた上で、やはり安過ぎると、議員報酬を上げるべきだという知識を持ちながら、今回提案したものだと思ってます。私はそれに賛同して、報酬はやっぱり見直して上げるべきだと思ってます。ただいまの時点で委員長からの問いはいつから上げるかというのはありません。であるので、今は上げるべきかどうか、そして町民に対する対応をどうするかという、委員長の問いと思いますので私どもまとめて言いますと、きっちりと上げるべき方向に向けて、特別委員会として議論をして、どういった理由でなぜ、いくら、というものを皆さん共通認識が持てた上で、そして、本会議で議長に報告した後でまた住民となれば、それは不親切ととられます。議長に報告した後であれば、それは私は、定例会で報告する前に委員会として考えがきっちりまとまった上で、議会としてはこういうふうに考えてます。理由はこれこれです、皆さんの御理解と御意見を伺いたいという場を設けて、そして住民の理解が得られたならば、その報告を本会議でするという流れが私は最もいいのかなと思ってますんでよろしくお願いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに御意見があればお受けいたしますが。

川上委員。報告の時期、その他何か思いがあっても、思いを伝えていただいても構いませんけれど、町民との意見交換がどの時期でやるべきか。

○８番（川上絹子君）　私も、いろいろ前回の会議の後もずっと自宅にいてもいろんな仕事をしながら考えてましたけども、上げる金額は大きな金額は上がらないだろうと自分で

は想像しながら、大きな上げ幅にはならないかなと。今の財政状況を見たときに。ただ、これからの議員を目指してくれる新しい人が出てきたときに、少しは希望を持てるように、以前は 17 万 4,000 円ですか。それが今 17 万で、一般議員の報酬がそうなってる。だから、せめて、どのくらいの金額がどうなるか分からないけども、ちょっと前向きにはいくけども、今の財政を考えたときに、ちょっと自分たちの思いとはちょっと違う大きな上げ幅はならないのかなとかって考えたりしてます。そして、町民の意見は何かこの特別委員会ができてから、そういう、町民の考え方がむにゃむにゃと話し合ってるのが、あると聞いてます。それが上げる方向じゃない方向で何か話が出てるっていうことは聞いてるけどもこれは実際、みんなで決めることであって、それはちゃんと説明責任ができる事がちゃんとみんなで確定できたら、説明すれば、して分かってもらうか、それかもう、自分たち、とにかくここの議員の人たちの意見がみんなまとまらないとできないと思うんで、何かちょっと前向きな方向で行ったのかなと思って、私も、たくさん本当は生活が若い人が生活できるぐらいの報酬が上げれたら大したいいんだけどなと思ったんですけども、そういうこともちょっと無理なのかなあとか、たくさん考えることは考えてきたんですけども、もうちょっとね、財政が許せば、もっともっといい方向の話合いができたんだと思うんですけども今ちょっとそんな段階で、悩んでます。

○委員長（岸　徹也君）　川上委員。

町民との意見交換、ちょっともう 1 回いいですか。

○８番（川上絹子君）　ある程度の意向がまとまって報告する前に意向がまとまったら考え方を、町民の町民会議か、そういうときで話し合ったらいいと思います。町民会議を設けたら 1 番いいのかもしれない。報告する前、大体議会の考えはこうですっていうのを大体まとめてみんながばらばらであったら、何をやってんだっていう形になるので、みんなの意見をまず 1 本にして、それから町民との話合いして、あとは意見が、町民の人との考えがずれたことは、ずれたならそれはちゃんと分かってもらうまで説明してくっていう形で持っていったらいいと思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

矢内委員。町民との意見交換をするタイミングであるとか、あとは、その他思いがあればお伝えしていただければと思います。

○３番（矢内義則君）　大変この特別委員会ですね、議員の報酬についてそれぞれ議論を交わしてるわけなんですけど、私はですね、やはり議長から提案されたように全国的にも全道的にも、議員報酬が 20 年も 30 年も上がってないというような状況を考えたらですね、やはり、これからの議員活動あるいは、あるいはまた立候補して新たにですね、なることを考えたらですね、やはり、それなりのやっぱり議員の身分というかそういう方針はですね、やはり、今後やはり上げる前提で考えていったほうがいいんではないかというような、前回はそういうような意見は申し上げました。そういう中でですね、やはり町民に報告するのはね、やはり議員それぞれですね、町民の代表でもあるし、それぞれの町民の皆様か

ら御支持された議員の方々でございますし、やはり、それぞれの町民の方も期待してると思います。昨日もたまたまそういうことで話する機会があったんで、話したんですけど、この報酬のことについて、今、いろんな職種、いろんな職種で値上げととにかく労賃の値上げとかそういう部分で、国自体の指導もそうだし、全体的にやはり何て言うんだ、いろいろな労賃とか労務費だとか、そういう値上げということは、常にみんなどんな場所でも言ってるわけでございましてですね。議員も決してそういうのをそういう面から見ると、例外ではないというふうに私は思います。そういうことでですね、町民報告するのはですね、この特別委員会の中で、一つの素案をつくってですね、それをできた段階で町民全体にぶつけていくってのは、方向で言ったほうが私はいいと思います。何も提案しないで、町民から一方的な事って言ってもこれなかなか町民の方も、返答するっちゅうかそれにこたえてくる部分では大変だと思うんで、やはりこの特別委員会で一つの方向を私は出したほうが、いいと思います。その後で町民に報告するというような事の進め方でいいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　矢内委員ちょっともう一度確認ですけれども、特別委員会の報告書が完成をして、定例会で報告をした後に、町民と意見交換をするべきだと、そういう御主張でよろしかったですか。

○３番（矢内義則君）　はい、そのような方向で私はいいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ちょっと確認だったんですけども、矢内委員の発言で素案という言葉がございまして、素案、もう一度確認だったんですけれども、正式に報告をした後に町民と意見交換をするという、その御主張でよろしかったですかね、その方向で。

○３番（矢内義則君）　はい。

○委員長（岸　徹也君）　暫時休憩いたします。

休憩 14：01
再開 14：06

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き、会議をいたします。

ただいま矢内委員からの説明ですと、正式な特別委員会の報告を議場に上げる前に、町民との意見交換が必要だと、そのような趣旨で御意見を頂きました。

続いて、岸雅子委員、お願いいたします。

○２番（岸　雅子君）　まず私は前回は、報酬は上げるべき、この社会情勢、または担い手、今後の担い手、議員さんの担い手とか考えたときに若い方女性議員さんが出られることを考えたときには報酬は上げるべきというふうに申し上げたと思います。その方向ではおります。苅屋委員、日置委員、基本条例の話をされたと思うんですけれども、何も、ルールがあるのであれば、何事にもルールにのっとるべきだと思います。ただ、それぞれの解釈の仕方でそのルールもちょっと変わった解釈になるのかな。先ほどおっしゃった苅

屋委員と日置委員の捉え方ももしかしたらちょっと違うのかなって私が聞いててそう感じたんですけれども、なので、どのタイミングだと町民との意見交換はどのタイミングっていうのを今問われてますけれども、ルールにのっとるのであればっていうところのまず認識の仕方もあると思うんですけれども、今報告前か、そのあとにっていうのも問題になってると思うんですけれども、報告をしてから町民と意見を交換するのであれば、もしかすると町民の方々の意見を聞いてもそこでもう出来上がってるから、意味はないのかなっていう気もしますし、なので、報告前にやはり委員さんみんなの意見が一本化されたときに、意見交換の場があってもいいのではないかと思ってます。報告の前に、はい、今そのように感じてます。この問題、特別委員会が立ち上がってからはやはり私もいろんなところでいろんな意見を聞いたりとか、耳にしたりとかしてるんですけども、かなり厳しい意見をある町民の方からも言われましたし、なので、そのときそのときで皆様の意見を聞いてるとやっぱり、それはそうかなとかそれは違うかなっていうふうに気持ちも変わりますけれども、上げる方向で、一本化をして、報告の前でも、ルールを考えると基本条例を考えるといいのかなと今は思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今、一通り御意見を頂いているところですが、さらに、発言をしたいという方がいらっしゃればお受けをいたしますが。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　ですね、ちょっと確認みたいな話になるんですが、この特別委員会は、議長発議で行われて、議員の意見を聞きたいということで行われてる特別委員会だというふうに私は認識しています。違ってたら訂正頂いていただいて構わないんですが、ですので、この特別委員会というのは基本的には議員の意見がどうなのかっていうのをまとめる場であるというふうに認識しています。その上で、町民の意見を聞くとか、そういうタイミングは、それはもう議長に報告していただいて、そのあとにそれこそ議運もございますし、住民会議という、そういうこともありますし、そういう進め方が、私の認識としてはそういう本来の流れなのかなと。ここに、全員のね、議員が特別委員会に参加してますので、よっぽどのことがなければ、ここで決まったものが覆るということはないんでしょうが、ただ、特別委員会の役割、報告ということで言うと、議員の意見を議長に、報告するということだというふうに思っていますので、住民の意見を聞くタイミングっていうものを図るのも大事ですけども、まずは議員の意見がどうなのだっていうことをまとめることがまず先じゃないかなというふうに感じています。ですので、先ほど言った報告のタイミングは、特別委員会としての考えのまとまりはこうですよという報告を住民にするっていうことは、報告がまとまってから、住民に説明、報告したほうがいいということで私は話をさせていただきましたので、決してここでまとめたからといって住民を軽視しているとか、意見を聞かないとかそういうことではないというふうに私は思っています。で、先ほど質問端的に言ったほうがいいかと思って、説明を報告まとまってから報告しますっていう話だったので、それはそう言ったんですけど、ちょっと言葉が足りな

かったなあと思ったので、改めて、意見を述べさせていただきました。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私は、今上村さんの発言に対しては真っ向から反対です。というのは、道南地域の中でも八雲町１割増ということで、これは来年八雲町改正なんですね。そして改選後にそれをやるっていう、あと知内とか松前町も、それから木古内も、今、審議しております。全部の町が、任期途中ではない。改選後いうことに対して、今議論をしているということでございます。それともう一つはですね、前回の特別委員会で局長のほうから、北海道でも任期途中で上げたのが複数あるというような発言あったんですが、そのあと私も、元の事務局長さんに聞いたら、平成の大合併後に任期中にやった町は一つしかない。その理由は、欠員が生じた町だそうです。それで、上げたっていうことだけです。事例としては。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　私は意見を述べたわけで、反対をされる意見を言ったつもりはないんですが、それと、私の意見の中で、私が言ったように言うので言うんですが、任期中に報酬を上げるべきという発言はしていませんので、ちょっと 2 点はちょっと確認したいなと思って、もう１回手を挙げさせていただきました。

○委員長（岸　徹也君）　今上村委員の御意見というのはそのとおりだと私も感じております。向井委員のほうで、先ほどの発言に対して、もしかしたらこのいろんなものが、混ざっての発言になった可能性もありますので、上村委員の意見は上村委員の意見としてやはり尊重されなければなりません。それぞれの委員の皆様方のお立場によって、この委員会も成り立っておりますし、進めていけるわけでございますので、向井委員には発言を求めませんけれども、以後、その辺りも、他の委員の方々の御意見も尊重していただければというふうに思います。よろしくお願いします。向井委員。

○９番（向井孝一君）　尊重しないわけではないんですよ。ただ、ここで、このことに対して賛成なのか反対なのかっていうのは、堂々と議論すべきだと思うんですよ。特別委員会なんですからね。何かがありきで議論してるわけじゃない。そのことを忘れないで皆さんの意見を聴取していただきたい。

○委員長（岸　徹也君）　そのとおりだと思っておりますし、今後もそのように進めていければというふうに思っております。ほかに御意見がある方いらっしゃいませんか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　先ほどとちょっと若干繰り返しになるようにちょっとなるかもしれませんが、やはりこの条例というものがある中で、町民の多様な意見の反映等を十分に考慮しなければならないというふうに書かれておりますので、考慮してそれを反映させていく段階というふうに考えますと、ある程度、議会に報告する、議長に報告された後の段

階で町民の意見を反映できるものであると私は考えておりませんので、そのような仕組みだったらできるんであれば、それはそれであるのかもしれませんけども、私の認識としては、議会に報告する前の段階によって町民の意見が反映されると。よって議員が提案するともありますけども、議員というのは、これ町民の付託された代表であって、そこには常に町民がいるというふうに考えて私は認識しておるので、町民抜きで議員の自分たちの意見だけでそれを押し通すということは基本的にはあり得ないというふうに私は思っておりますので、その辺を御考慮頂ければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。大変重要な観点だと委員長も認識はしております。ほかに御意見がある方いらっしゃいませんか。ないようですが、ここでやはりある一定の方向性は、やはり道筋はつけなければ、ならないだろうと考えます。今の委員の皆様方からの御意見を伺ったところ、正式な報告の前に、町民の方々との意見交換が必要ではないかと、そのような趣旨の御発言が、多かったように、委員長としては考えております。ですから、正式な報告をする前に、町民との意見交換をするというほうに委員長としてはそういう考えを持っておりますが、再度、御意見があれば、お伺いをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　委員長の方針には賛同いたします。ですが、そのタイミングはやっぱり委員会として意見が、まとまっているものをもっての、説明でなければならないというふうに感じています。ですので、正式報告の前でもいいんですけれども、私としては、委員会としての議員全体の一つの方向性がまとまった時点での住民の意見聴取がいいというふうに思っていますので、その辺も考慮していただけるとありがたいと思ってます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。

なければ、この特別委員会としては、正式な報告を上げる前に、町民との意見交換の場を設け、意見聴取をしていく。このように決定をいたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではそのように決定をいたしました。

その意見交換に関しては、その中身の話が今上村委員からもございましたし、また、その時期、報告、町民との意見交換の時期というものは、ある程度この議題がまとまった後でなければ意見交換は難しいと、そのように考えてもおります。３点の議題、これがある程度の方向性、ある程度という言い方をしてますけれども、方向性が出た後、正式な報告をする前に、特別委員会として、町民の方々との意見を聴取をしていく、その回数や頻度、については、また、調整はしなければならないとは思っております。先日、第３回、第２回だったかな。向井委員のほうからは、町民との意見交換の場面では、数名が何か所かにわたって、意見交換をすべきだと。このような御意見も向井委員のほうからも頂いており

ます。それはまた、後ほど、議論をしていただければというふうに考えております。まずは正式報告をする前に、町民との意見交換をするということで決定をいたしました。もう一つ、もう一つという言い方は訂正します。基本条例の考え方、先ほど来、基本条例というものが頻繁に出ております。基本条例の考え方についての確認を行いたいというふうに考えております。基本条例の中には第15条の2項3項この部分において、議員定数及び報酬の改正に当たってはという部分が明記されております。委員長としては、この基本条例の中身は、これはもうしっかりと守って進めていかなければならないものだと、そのように認識をしておるところでございます。特に 2 項、これは苅屋委員からも再三御指摘のある場所でございますが、行財政改革の視点がどうなのか、まずこれが1点。町政の課題及び将来展望はどうなのか、これが2点目。議員に求められる役割や責務、これはどうなのか、これが三つ目。そして最後に町民の多様な意見の反映、これが4点目です。この部分を十分に考慮しなければならない。このようにうたわれております。委員長としては、今言った4点について、ここは、この議員報酬を上げる議論をする上で外すことはできないと考えております。そのような進め方で、よろしかったでしょうか。確認をしたいと思います。御意見がある方は挙手をしてお願いいたします。

向井委員。

○9番（向井孝一君）　私は今の委員長の進め方に賛成でございます。その上で、その上でです。やはり町民会議なり住民会議をやるとすれば、前段で村瀬さんのほうから、定数問題も引き続きっていう話もありました。この特別委員会で、定数の問題も取り入れた中で、きちっと議論して、やはり住民会議までに、時間をかけて、ある程度の方向性を示したほうがよろしいのかなというふうに思いますけど。

○委員長（岸　徹也君）　今向井委員から御指摘がございましたけれども、この特別委員会においては三つの議題で進めるものでございます。定数問題においては、また別の場面において、それを議論をする場があるというふうに、委員長としてはそう認識をしておりますので、本特別委員会においては三つ、議員報酬、政務活動費、オブザーバー、この三つに絞って進めていきたいというふうに考えております。ほかに先ほど言いました議会基本条例の四つの部分を踏まえながら今後進めていくということの確認を今とっております。

苅屋委員。

○1番（苅屋泰裕君）　この4点ということはそれを大事にしながら進めていくということは必要、これから必要だろうというふうには考えております。それは、これを考慮しなければならないというとその中で、この場合において参考に、その後段の部分に当たるところでございますけども、参考人、公聴人、第三者機関などによる議員活動の客観的な評価を参考にできるですか、と書かれております。その中でですね、やはり、ある程度議員としての固めをしながらというところもこれ必要であると私は思っておりますが、現時点といいますか、ある程度、議論を進めていく中で、これやはり町民の方は、この議員報酬

についてどのように、そのプロセスの中で考えておられるのかという意見聴取の方法として、ほかの地域を見てみますとアンケートという方法用いて、町民の方の認識を確認しながら進めているというところもございました。これはそういう認識、今回算定モデルなどこれから、やっていきますし財政のことなども恐らくやっていくんだろうという中で、町民の方の認識をもう一度確認する意味でも、そういう方法をとりながらという方法、一方法としてですけども、あるということもありますので、その辺も考えながら進めていくということも一つあり得るのかなということを、有り得るのかなと思っております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。町民との意見聴取という方法について、今新しい切り口でアンケート、これは、いろんなスタイルのアンケートがあるんだと思います。それが議会でそれが運用できるかどうできるかというのはこれからの話になるとは思いますけれども、そこも、排除することはなく、しっかり検討しながら進めていければという考えで委員長としてはおります。

ほかに御意見があればお受けをいたします。議会基本条例 4 点の今進めで確認をとっております。

村上委員。

○７番(村上忠弘君)　15 条の 2 項の部分で言われれば財政状況だとかそういったものも、関わってる部分、出てきますよね。そうなると、もう定数だとか報酬だとかっていう、そっちのさ、もう行く話じゃないですよね。違いますか。定数、報酬の今、この報酬の話をしてるのにさ、ここら辺全部、町民に聞けば、今、我々が、何ていうかな、こういった部分で、今やってますとかって胸張ってさ、これなかなか言いづらい部分あるんじゃないかなと思うんだけど。今議員は、何をやってるんだとかってそういうふうに言う人もいるんですよね。だから、そういったことを、今委員の中にも今財政状況のことも話されたらさ、この報酬だとかっていうそういった話にさ、これつながっていかないと思うんだけどもさ。だから先ほど、話したんだけども、もうこの報酬の話についてはもう私は、どうなのかなと思います。委員長の進め方について私は、それでいいと思います。だからある程度ここで、まとまった話をですね、答申する前に、町民の意見交換という部分でぶつけるのは、それは当然町民のやっぱし何か意見もそこで取り入れるってことも大事だと思っております。ですから、町民を無視だとかってそういったことには、できないですよね。だからせっかくここまで議長からの発議で出てきた問題を今報酬でさ、先ほども言いましたけれども、おおむね上げる方向で進んできた話が今、説明が後にするのか先にするのかってそういった部分でさ、話ですよねこれ。今、答申する前に、一応は町民の意見交換の場をつくるってことで決まったんで、私は、議長の進め方で私は同意いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　御意見としてはお受けをいたします。今様々御指摘もございました行財政改革の部分についても触れていただきました。確かに今行政側が、改革を行おうとしている中で、今報酬を上げるという今議論をしてる、このことの矛盾というものは、

私も大変強く感じております。しかし、議長会、全国議長会、全道議長会の決議によって、芳賀議長からのその特別委員会設置発議というものが行われた。その中で、将来的な展望を踏まえた議員報酬を見直しをする、上げるべきだという御意見が多かったことと、その内容について、何でしたっけ、算定方式、原価方式、原価方式でということも決定をいたしました。今後、基本条例の、先ほど言った4点の中身を、皆様方と意見協議をしながら進めていく中で、委員会報告として、また違う、報告も私はあり得ると思っております。ただ、この特別委員会で冒頭、上げるべきだという動きで進んでいるわけですから、原価方式で、やるべきだということで進んでいるわけですから、そこは当然委員長としては尊重をいたします。しかし村上委員の気持ちも少し揺れているように見えましたので、そういった他の委員の方々も、気持ちの変化、そういうものもあるのかもしれません。そういうものを特別委員会の中でもしっかりと私も確認をしながら、最終的な結論に導いていきたいと。そして、正式な報告をする前には、町民との意見交換をするということで現時点はここまでは決定をしているということでございます。御理解を頂ければと思います。

上村委員。

○4番（上村　忠君）　あれですね、基本条例の四つの点の考え方ということで、基本条例ができた前提というのは僕が聞いてる限りでは、当たり前のことを当たり前にやると。議員として。それを明文化して規定して、それをもとに、議員の資質の向上を図るんだということが目的として基本条例ができたんだっていうふうに聞いております。先輩方から。ですので、私たちは町民の代表であると。選挙に選ばれて、住民の代表であるということで、この場にいて、議論をさしていただいております。ですから、ある程度の部分は、議員の判断に任せられているというふうに、認識しています。ですので、委員会報告、まとまった後にやってほしいというのは、議員の何ですか、課せられている範疇であると思っているので、そういうふうに、委員会として、議員としての意見をまとめて報告するという話をさせていただいております。もちろんだから住民の意見を無視するとか、そういうことを言っているわけではございません。ただ、僕らの後ろには投票していただいた方もいらっしゃって、それ以外の方も、住民としていらっしゃって、その人方の意見を代表しているんだという自負のもと、皆さんここにいらっしゃると思うので、いろんな意見を聞くということはもうもちろん大事だと思いますけども、まずは議員としてどう思っているのか、どうしたいのかっていうものが、まず前面に出ないといけないんじゃないか。その上で、甘んじて批判を受けるところは受けるべきだと思いますし、住民とのね、意見が隔絶してる部分がもしあったとするならば、それはそれとしておしかりも受けるべきだと思いますし、そんな認識を改めるということもあるのかもしれませんが、基本条例もいろんなこともそうですけども、まず、自分の議員としての自分の意見というものが前提としてのことでなければいけないのかなあというふうに感じていますので、ちょっとしゃべってるうちにですね、少し、何ですか。話が散らばってしまったんですけれども、基本条例の項目に載っていることを、現実の上でどうこうする以前に、委員会としての意見を

まとめた上での基本条例の項目でないかなというふうに感じていますので、すいません、ちょっと散らばって理解できないことあれば、逆に聞いていただいたほうがいいと思うんで、すいません。まずは以上です。

○委員長（岸　徹也君）　御意見ありがとうございます。委員長としては、定数及び報酬の改正に当たってはということで、議会基本条例に明文化されています。そこに沿って、進めていきたいと、そういう考えでございます。

3時まで休憩いたします。

休憩 14：42

再開 15：00

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き会議をいたします。

今現時点での一旦整理を行いたいと思います。まず議員報酬については上げる。これで方向性としてはまず決まっております。上げる方法は原価方式、これで決定をしております。また、町民との意見聴取の時期については、報告を上げる前に、町民との何らかの場面をつくり、意見交換を行うということも、確認をし、決定をしております。いま1度確認でございますが、正式文書報告書が出来上がり、それを議会において報告をした時点で、そのことが何か決定をするものではまずないということです。特別委員会としての提案をしてるというまず段階だということです。その後において、特別職の報酬等審議会というものもございます。こういったものも踏まえた後に、どのような時期に、どのようにそれが決定をされていくのかというものはまた別の話でございます。議会として議会としてといいますか特別委員会としての報告をまとめることが、これが全て例えば決定でそのとおりになるということではないということは改めて確認をしておきたいと思います。前回第3回の特別委員会において、原価方式のお話をいたしました。その算定方式、それぞれの議員活動というのは個々によって時間がまちまちでございます。それを今回、第4回の特別委員会までに、時間数、日数であるとかそういったものを書いて、事務局に提出をしていただきたいと、そのように委員長としてお願いをしておりますが、もしかしますと勘違いをされている方もいらっしゃるかもしれません。ですので、期間を少し延ばします。来週いっぱい。来週いっぱいまでに、議員活動というのは、例えば時間、いろいろまちまちですね、それぞれの議員さんまちまちなんですけれども、来週いっぱいまでに数字を入れて事務局までに届けるようにお願いをしたいと思います。その数値を集計をし、そして、平均値という形になるんだと思いますが、そこが一つの、議員報酬の目安となる額、額の確定になるんだというふうにそう理解をしております。もう一度言いますが、来週いっぱいまでに、算定モデル、原価方式の算定モデルの時間数、そこに記入をし、事務局までに届けていただければ、いうふうに考えております。本日はですね、報酬については、ちょっとこのあたりで一旦まず締めたいと思っております。時間も限られますが、もう1

点だけ、大変申し訳ございませんが、課題の２番、政務活動費の検証。これも、委員の皆様方からそれぞれ御意見も頂いております。当然二つに分かれております。必要だ。必要ではない。いま１度、必要であれば、こういう部分が、やはり大事なんだと、いうような主張も添えて、いま１度御意見があれば、必要でないという意見もこれも、大事な意見だと思いますので、できるだけ具体的な根拠も持ちながら、御意見を頂ければというふうに思っております。挙手をして御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　私は必要であるというふうに思っております。根拠といいますと、基本的に議員の資質を高める、そういうことがですね、町民の福祉の向上につながるという、行財政の安定化、町政の安定化につながるというふうに考えますと、やはりこれを活用させていただいて、議員のですね、質を高めていくということは、今後とも、やはり必要なのではないかというふうに思っております。先ほどの議員の報酬のことにもつながりますけども、これは大きな活動の一つとしてさらに公にその活動内容を公表できるという大変貴重な機会でもございますので、そういうところも踏まえますと、やはりこれを活用していくことは、今後とも、必要であろうというふうに考えますので、私は必要であるという考えを持っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　基本的には必要な人がいるうちは続けるべきというふうに思います。ところが残念ながら今金町の場合は、利用してるパーセンテージが非常に低いというのが現状です。国のほうも今、政策活動費をやめる方向に動いてますので、国がはっきりとそれをやめるっていう判断するまでは、現状のまま続けてみたほうがいいのかなと思います。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員にお聞きしますが、国の今おっしゃっているものと、今金町議会で行っている政務活動費、このものというのは、私は違うものだと認識しています。

○９番（向井孝一君）　違いますけれども国がそうであれば、当然地方自治体もそれに右習いしなければいけないと思うんだよな。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員にもう一度確認しますが、国の今、向井委員がおっしゃった制度と、今金町議会が行っている、政務活動費というものは全く違うものだというそういう認識なんですけど。

○９番（向井孝一君）　そもそも政務活動費っていうのが出たっていうのは、国のやはり政策活動費、それに名前を変えて、やるようになったというふうに私は認識してます。しかしながら、それを申告するかしないかっていうのは全く今までも自由だし、強制は一つもございません。そういう中ですので、例えば、将来的に財政状況も絡んできたら、あるいは、議員報酬も、上げるってなると、それは、廃止をしたほうがよろしい。ただ現況のま

までは、これ今の任期中は続けたほうがいいんじゃないかなっていうふうな気がしております。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員に確認をいたしますけれども、国会議員の制度について私がその内容を熟知しているわけでもございませんが、聞くところによると、例えば領収書が要らないであるとか、飲食も含まれるとか、今その領収書の公開も、何やら10年後とか何かそういったことは耳にしたことはございますが、今金町の政務活動費というのは大変厳格です。1円たりともそこはずれることなく、領収書添付をする。また、セミナー、勉強会、視察、こういったものについても報告書を上げる。また、それはホームページで公開される大変厳格なものだと、そう認識しております。国のおっしゃっているものとは私は性質は違うのではないかなという、そういう思いですが、いかがでしょうか。

○９番（向井孝一君）　違いますけれど、これも前局長があれしたときに、その内容については、できるだけ厳しい内容、見た瞬間は非常に、新しい人は、随分使いづらいなという感想はお持ちだと思いますよね。しかしながら、この議員の仲間の中でそれを使って、やはり資質向上なり勉強したい人がいるということであれば、私は、続けることには反対いたしません。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員に意見をいえるとしたら、今、現今金町政務活動費の制度のことを使いづらいという言い方をされました。領収書公開、ホームページに載せる、報告書を添付をする、住民に対してそれを公開をする、そのことを使いづらいという表現をされるのは大変私は問題があるのではないかと、そういう認識をしております。

○９番（向井孝一君）　私が言いたかったのは、これができたときに見たら非常に使いづらいというふうに感じたということです。感じただけで今も使いずらいとは言ってない。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。

ほかに御意見あれば、上村委員。

○４番（上村　忠君）　政務活動費の有用性であるとか、そういうことに関して疑問があるわけでは全然ございませんが、ただ僕が率直に思うのは、町の予算を使って資質向上のための費用をもらわなくてもいいんではないのかなあと。報酬の中でしっかり賄えるのではないかなというふうに感じています。そういった意味で、前期のときから私は言ってるんですけれども、政務活動費は、無くてもいいのではないかなというふうに感じています。ただ、使われてる方の、権利をどうこうしようという思いも、ないんですが、私の意見ではなくても構わないというところです。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　私も前回か前々回の特別委員会で申し上げましたように、報酬を上げてあげさせてもらうかわりに、政務活動費については廃止すべきだと私は意見述べました。さらに自分の経験から言いますと、政務活動費を導入したとき私は議長でありまして、議長として諮問、答申を受けまして、そのときの町長に申入れをしたときに言われたのは、この時代、政務活動費というのじゃなくて、ちゃんと報酬を上げるような議論を

していただきたいということを言われました。まさにもう決まりましたけども、まさにそのとおりだなと思って、町長に提案した苦い経験もございますし、議員時代に、議員時代といいますか、まだ議長になる前に勉強として、道の町村議長会に行きまして、当時の事務局長さんと勉強したときに、今の時代としてはふさわしくないと。そしてそのときはやはりいろんな今誰か言いましたようにいろんな使われ方がしたことによって、いろんな批判を浴びてるのにふさわしくないという意見を頂きました。そういった御意見を頂いた中で、当時の局長は大変厳格な、使用できる方向に変えたんじゃないかと思ってございますし、そのときもやはり本来は会派があって、会派がそういう活動費を要求して使うべきもんだということも勉強できました。よって私は今使用してる方には大変申し訳ないですけども、そういう流れであれば報酬を上げた中でいろんな勉強もしていただければと思いもございますし、そういった観点から報酬を上げるということを前提にしながら、政務活動は廃止してもよろしいかと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

ほかに御意見があればお受けします。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　私は政務調査費、必要だと思ってまして、私も３回ほど御利用させていただいて行ってまいりました。それでその中でこの間、道新に載ってましたけども、様似っていう町でランチということで、岸委員長も行きましたよね、川上議員と山崎さんですか。それでコープでランチということで、財政ゆるくないってことで給食をやめて、委託をしながら、給食ではなく、ランチということで、やってました。それでこの間道新にも載ってましたけども、ちょっと町の名前忘れましたけども、２か所くらい、それでやってますんで、そういうとこを見てくると地元に帰ってからそういう方法もありかなっていう勉強にもなりましたし、それ以外行ってないんですけども、今年度も行った、利用された方もいますんで、やっぱりそういう中で仲間っていうか、気持ちがあった人で行って見聞を広めて、町のほうに役立ててもらえば、いいかなと思って必要だと思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

ほかに御意見があればお受けをいたします。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　私も前回、この部分については、その町民の見方としてその第２の報酬という見方をされた中で、村瀬委員さんと同じような考えで報酬を上げるんであれば、この政務活動費については廃止していいのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

そのほか御意見があればお受けをいたしますが。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　私も前回これもうまだ前提ですよね。村瀬委員おっしゃってると

おり。ただ、いま報酬が上がる方向で進んでて、それがもし上がるんであれば、基本的に資質、議員の資質向上というのは報酬の中で行いたいなというのが自分の考えでしたので、そういう意味では上げる方向がいいのかなと思ってました。そこはまだ分かりませんけども、もし上がるんであれば、先ほど財政の話も出ている中で、報酬も上がってこのまま残しておくと、そういうことが、さっきから言われてるその町民の同意を得られるのかなっちゅう考えますと、私はここは廃止してもいいのかなという考えです。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

　矢内委員何か、一度御意見も伺ってはおりますが、それ以外におっしゃりたいことがあればお受けをいたします。

○３番（矢内義則君）　私もですね、政務活動費についてはですね、私はですね、この政務活動費につきましてはですね、自分の報酬の中でですね、議員活動を行っていきたいと思っております。そういう意味でですね、私はこれは必要だから先輩議員の方々それぞれつくったと思うんですけど、私の意見はですね、自分の報酬で、活動していきたいというふうに考えておりますので、廃止してもよろしいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　川上委員さん、前回もこの件については残すのも一つの手というお話もされてましたけれども、何かそのまた思いがあればお受けしますけれども。

○８番（川上絹子君）　この政務活動費をつくったときに、みんなで全会一致で一応、決まったことです。そしてそれを利用するしないは個々の人の判断だったと思うんです。でも、利用した人はやっぱりそれなりに立派に何か研修に行った人、図書を買った人、いろいろな人がいたと思うんですよ。そしてそれを今廃止っていう形に本当に持ってっていいのかなって、ただ、使わないば返還する、12 万を頂いて、そしてそれは使わないば必ず返すお金です。そういう無駄に使うわけでもない、もらうわけでもないんで、それは私は別に今廃止すべき、それを必要なかったっていう必要もないし、利用して使ってそれなりに使ってる人は使ってるので、自分の資質を高めるために使ったとなればそれはやっぱり議員として大切なことだと思うし、大事にしてほしいお金かなと政務活動費かなと思ってます。そして議員の報酬っていうのは報酬の中で、その分を上げるとなると報酬にプラス、手当とかそういうのも全部、連鎖していくことで、その人によっては差が出る。でもこれ、政務活動費は１人につき 12 万、それは使わないば返せばいいことだから、それでいいんじゃないかなあと思うんですけど。私はあって、使わねば返還するっていう形を今までのようにあったらいいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

　岸雅子委員も、前回は検討すべきだという話もありましたけども、その後何かあれば、お受けいたしますけど、

○２番（岸　雅子君）　気持ちとしては一緒ですけれども今、川上委員が言われた、同意見ではあります。せっかく苦労してつくった枠だと思うので、やはり使用している方もいらっしゃる限りは、この枠を残しておいて、申請しても私も申請して新人ということで、使

い方もちょっとどのように使っていいのかっていうのもありましたけれども、この枠があれば、今後活動費としては使えるのであれば、使用していきたいと思いますし、使用しなかった場合は返還という形をとっているので、今、川上委員言われたように、枠としてはあってほしいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

委員の皆様からご意見を頂きました。一度簡潔には御意見を頂いておりますが、さらに、皆様方の思いというものも、プラスして、御意見を頂いたというふうにも感じております。今、議員報酬の部分を中心にやっていますが、今後、政務活動費であるとか、またそのオブザーバーの部分も少しずつ触れながら、この特別委員会を進めていく形になってくるんだというふうに思います。また再度確認になりますけれども、原価方式、これは報酬の部分です。議員個々の時間数、これは来週中には議会事務局へ提出をお願いをしたいというふうに考えます。よろしくお願いします。ほかに何かこのことは伝えておきたいというものがあればお受けをいたしますが、何かございますか。報酬、また政務活動費どちらでも構いません。

村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　私から政務活動費ついて、再度、自分の考えを述べます。今日、それぞれ午前中、理事者側から、財政の件で行政改革の話もありました。私は何回も言ってますけど、議員報酬は、この時代、そして将来のことを考えたら上げるべきだということで、しかしながら、そういう行財政のことを考えたら、理事者に対する見方、提案として、報酬を上げさせていただきます。その代わり政務活動費は廃止して、個々の報酬の中で勉強していくいう考え方としていただければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

他に御意見があればお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ないようですので議題の１を終わります。

◎議題２

○委員長（岸　徹也君）　次に、議題２「その他」についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございませんか。

なければ、次回の開催日程というものを決めたいと思います。委員長案として 11 月 19 日頃を一応委員長案として考えております。時間、日程のその他は案内が行くようになりますが、その頃で、１週間以上空きますので、２週間近く空きます。

それで進めたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　それではそのように決定をいたします。

◎閉会の宣言

○委員長（芳賀芳夫君）　以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会：１５：２８